

令和7年度第2回筑紫野市子ども・子育て会議 議事録

【開催日時】 令和8年2月2日（月） 18時28分～19時23分

【会 場】 筑紫野市役所 会議室 506

【出席委員】 大西委員、秦委員、吉武委員、藤委員、福島委員、石橋委員、北原委員、笠委員、
楽満委員、

【欠席委員】 佐々木委員、武富委員

【事務局】 嘉村こども部長、岡嶋こども政策課長、御手洗こども政策課保育担当係長、原
田こども政策課こども政策担当係長、井上こども政策課こども政策担当主任

【傍聴者】 なし

■次第

1. 開会
2. あいさつ
3. 諮問
4. 議題
 - 1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園事業）の認可について
 - 2) 新制度移行幼稚園の利用定員の設定について
 - 3) 改正児童福祉法に基づく児童虐待の報告について
 - 4) 子ども・子育て会議委員の増員について
5. その他
6. 閉会

1. 開会

2. あいさつ

嘉村こども部長があいさつを述べた。

3. 諮問

嘉村こども部長より、委員長へ諮問書を交付した。

4. 議題

1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園事業）の認可について

事務局より資料に沿って説明。

保護者の就労状況にかかわらず、子どもを保育所などに預けることができる制度である。保育の専門職がいる環境で家庭とは異なる体験ができ、同世代の子どもと関わる機会を得ることができる。市内在住で保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に在籍していない生後6カ月～2歳（3歳の誕生日の前々日）の子どもが対象となる。

令和8年度から、公立3カ所と私立2か所で実施予定。私立の認可について、子ども・子育て会議で意見を聴くこととなっているが、認可にあたり定款の変更などが必要であり、現時点ではまだ認可の手続きが行われていない。そのため、今回認可の手続きについて意見聴取することができないので、認可の手続きができるようになった際に、子ども・子育て会議を書面で開催し、委員の皆様の意見を聴取させていただきたい。

委員長：議題1に関しては今後も継続で、手続きができ次第書面での審議を行うことになる
とのことだが、事務局からの説明に対して何か質問や意見はないか。（委員からの
意見なし）

2) 新制度移行幼稚園の利用定員の設定について

事務局より資料に沿って説明。

幼稚園が新制度に移行する場合、市による利用定員の設定が必要になる。設定に際しては、子ども・子育て会議での意見聴取を行うことと子ども・子育て支援法に規定されているため、利用定員が需要に対し供給過多になり過ぎていないかなどについて、委員の皆様のご意見をいただきたい。

今回新制度に移行する幼稚園は、いしざき幼稚園とみかさの幼稚園の2園。

委員：需要に対して供給過多になり過ぎていないかどうかとあるが、その需要供給とは、
どのように考えればいいのか。また、利用定員が少ないほど給付費の基本単価は高

額になるとあるが、利用定員が少ないとその分補助費は少なくなるのではないか。解釈がわからないので説明してほしい。

事務局：需要に対して供給過多になり過ぎていないかというところだが、例えば20名ぐらいいしか利用したい方がいないのに定員を40名とか過剰に設定していないか、また逆に少なすぎないかということ。

委員：利用定員というのは受け入れた実数ではなく、これぐらいの人数を受け入れますという見込みの数ということか。

事務局：おっしゃるとおりである。

委員：利用者の実数で補助しないのはなぜか。

事務局：実数で補助をすると、毎年定員を変えていかなければならなくなる。定員に基づいて補助単価が決まっているので、定員が変動する補助単価も変わり経営が不安定になってしまう。

委員：ABCみたいに補助単価の枠があるイメージか。

事務局：50名から60名ならこの単価というように決まっている。小さい規模の保育園の方が、建物や設備など備えなければならないものを人数で割れないため1人あたりの単価が高くなる。できるだけ高い補助単価をもらうために、少ない人数で利用定員を設定したいと考えるので、利用定員と利用者の実数に齟齬が出てしまわないように、実際に受入れる見込みの数や募集人数を見ながら、単価と元となる利用定員を設定して補助をするというような仕組みである。

委員：この議題で諮られていることは、利用定員が妥当かどうかということか。現在の利用定員が何人なのかという情報が記載されていないのでわからない。

事務局：現在の制度では認可定員という考え方しかない。新制度の利用定員は新しくできる枠組みになる。

委員：数字だけ見るとすごく減っているのはなぜか。

事務局：認可定員は受け入れる最大人数である。利用定員は、ここ3年間ぐらいうちの実数の利用者数や募集数を踏まえて設定している。

事務局：いしざき幼稚園は1クラス59人から79人ぐらいで推移していて、みかさの幼稚園が18人から27人ぐらいを推移していたかと思う。実数に一番近いところの数字で利用定員を設定している。3年間の実人数を皆様にお示しすればよかったが、用意していないので申し訳ない。

委員：今、利用定員の妥当性を諮られているということでしょうか。

事務局：最終的には市が利用定員を決定するが、決定にあたって子ども・子育て会議の皆様の意見をいただきたいというものである。

委員：過去5年、3年を見て、数字がかけ離れていなければよいと思う。

委員：利用定員の見直しのための申請ということか。簡単にいうと、引き上げなのか、引き下げなのか。

事務局：今回は見直しではなく、新たに利用定員を設定するものである。

委員：幼稚園代表だが、正直、幼稚園の方もこの新制度の利用定員の仕組みがよくわからない。いしぎき幼稚園とみかさの幼稚園は今回移行されるにあたって、多分勉強されたのだろうと思う。私も勉強中だが、実は他の幼稚園もみんなよくわかってない部分があると思う。話は違うが、申請者のところが理事長ではなくて園長先生だと思う。

事務局：申し訳ない。ご指摘のとおり理事長ではなく園長である。

委員：利用定員がかけ離れた場合、見直しになるということでしょうか。

事務局：かけ離れていたらまずは事業所と協議をする。この先、利用定員がかけ離れてきたら、見直しをさせていただきます。

委員：地域によっては人口が増える計画がある地域もある。何年後かに増えたら見直しとなるのか。

事務局：1年だけでは実績としては弱いので、複数年見て恒常的に増えている、減っているというところがあれば協議をして見直していただく。

委員長：この議題は答申事項である。今回はこのような形で確認申請の内容が出されているが、今後市としてもまた調整を図っていくとのことで、その調整などのプロセスを踏むこと含めてこの会議で了承するということになるのか。

事務局：事業所とは協議したうえで今回利用定員の人数を持ってきているので、ご意見いただいて、このような形で進めてよいかというところを諮りたい。

委員長：先ほども質問があったが、今後利用が増えるときは利用定員を増やしていくなど定員が増減する可能性もあり、そのような調整を図ることを含めて認めるかというところでしょうか。

事務局：そのとおりである。

委員長：事務局から説明いただいた内容で、子ども・子育て会議として認めてよろしいか。
(各委員了承)

3) 改正児童福祉法に基づく児童虐待の報告について

事務局より資料に沿って説明。

R7.10.1 改正の児童福祉法により、学童保育所等で虐待が発生した場合、市町村は、市町村児童福祉審議会等へ報告を行うことが義務付けられた。本市では、子ども・子育て会議において市町村児童福祉審議会の機能を兼ねているため、本会議に報告するよう検討している。

虐待の報告にあたっては、秘匿性の高い情報を含むことから、専門的見地を得られる必要最小限の人数で行うことが望ましいものと考えられる。このため、令和8年5月31日までの間は、以下5名の委員(①大学等の教授等 大西委員、②小学校校長会 藤委員、③民生

委員・児童委員 樂滿委員、④幼稚園長会 秦委員、⑤保育所・園長会 北原委員)による部会を設置し市からの報告を行うこととしたい。なお、この部会は、虐待が発生した場合にのみ開催するものである。

事務局：補足になるが、現時点で虐待事案は発生していないので、今のところ部会の開催予定はない。

委員長：事務局の説明にあったとおり、職員やお子さんの個人情報が出てくるので、限られたメンバーで審議するというのなら、このくらい的人数で適切かと思う。

副委員長：虐待の主種類は、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待が含まれるのか。

事務局：ネグレクトも含まれる。

委員：虐待が発生したと判定するのは誰か。

事務局：順序としては、例えば保護者の方から、あるいは施設の内部告発として虐待が起きているのではないかと市に報告がくる。当該施設や関係者の聞き取りを通じて、虐待が起きたかどうかを市が判定する。これ以上子どもが虐待されないように措置を講じるなど緊急の対応が終わった後に、このような事案が発生して、市としてこのような対応したということ部会に報告するという手順となる。

委員：警察がすることではないのか。

事務局：内容にもよるが、警察も同時に進めることになると思われる。委員の皆様には、あくまで行政機関である市が行う対応について、適切な対応がなされているかをチェックいただくというものである。

委員：部会の設置について、専門的見地を得られる必要最小限の人数とあるが、主任児童委員は他の委員の方々と違って資格があるわけでも、どこかから信任を得ているわけでもないなので、専門的見地と言われると部会の構成員としてふさわしいか自信がない。

事務局：主任児童委員の方に関しては、特に地域の情報に詳しいということで、その見地からご意見をいただければと思う。

委員長：それでは、この議題は事務局案のとおり進めることとする。

事務局：差し支えなければ、大西委員長にこの部会の部会長を兼務していただきたいが、よろしいか。(各委員了承)

4) 子ども・子育て会議委員の増員について

事務局より資料に沿って説明。

令和8年6月以降を新任期とする子ども・子育て会議の委員について、現行の11人から4人増員し15人体制としたい。

増員の1枠目は、児童虐待の報告を行うに当たり、児童の福祉に関する事業に従事する者

及び学識経験のある者であって、措置の内容等に関し公正に判断できるものを委員に加える必要があるため、本市の子どもの権利救済委員をしていただいている弁護士の方をお願いしたい。

2 枠目は、こども基本法、こども大綱等の趣旨に基づき、こども政策の推進にあたり、子ども・若者の当事者の意見を反映させる必要があるため、市民公募により大学生や子育て当事者など 20 代から 30 代の若者を 2 名追加したい。

3 枠目は、こども計画の進捗状況のうち、特に若者の育成支援に関して審議するにあたり、若者（特に高校生年代）に知見を持つ者を委員に加える必要があるため、高等学校教師を 1 名追加したい。

委員長：委員の任期は 2 年間となっているが、例えば市民公募の大学生となると、3 年生や 4 年生だと卒業してしまうので、なるべく卒業にかからないような学生が委員になったほうがよいのか。

事務局：仮に大学 4 年生が委員になったら、大学を卒業してもそのまま 2 年間の任期を全うしていただく方が適切かと考える。ただし、卒業や就活など忙しい時期でもあるので、辞退された場合は、補充員を設けるか、残任期間が短ければもうそのままを進めるということ判断することになるかと思う。

事務局：資料に誤字があった。大西先生の括弧内の肩書きを社会福祉士に訂正する。

委員長：小中学校からは校長会の代表ということで委員にご参画いただいているが、高等学校教師はどのような方が委員になるのか。

事務局：今のところは校長先生か教頭先生を想定している。本日の会議で皆様に同意をいただいた後に直接交渉して調整したい。

委員長：他に意見等はないか。他に意見はないようなので、この議題は事務局案のとおり進めることとする。

委員長：本日の議題は以上である。なお、答申書については、本日の会議でいただいたご意見を集約して、私と事務局で作成して提出するというような流れでよろしいか。それでは、司会を事務局の方にお返しする。

事務局：司会進行ありがとうございました。

5. その他

事務局から以下のとおり、報告、事務連絡を行った。

次期委員の推薦依頼について、推薦に係る文書を 3 月中に送付するので、来年度 4 月末までに推薦書及び承諾書を提出いただくようお願いしたい。年度が替わり配属先が変わる

方もいるかと思うので、年度中に団体等の代表者や来年度の委員の方に引き継いでいただければと思う。

本日配布した資料のうち、議題 2 の添付資料は個人情報保護の観点から会議後回収させていただく。持ち帰らずに机の上に置いたままご退出ください。

6. 閉会